

役場での申告受付

時 2月16日(木)～3月15日(木)
(土、日曜日および3月6日(火)、7日(水)を除く) 午前8時半～11時半、午後1時～4時

所 役場エントランスホール
先着順に整理券をお取りください。ただし、混み具合によって早めに締め切ることがあります。

※過年度の確定申告や修正申告、更正の請求、青色申告、営業・農業・不動産などの収支内訳書が完成していないもの、譲渡(土地や建物、株式等)、雑損控除、住宅借入金等特別控除適用の1年目などはご利用できません。

海田税務署または税務署出張相談をご利用ください。

申告書をご自分で作成した人は、開庁時間中は税務課の窓口で収集箱を設置していますので、投函により提出することができます。

町県民税・国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の申告が必要な人

●平成23年中に営業、農業、配当、不動産などの給与以外の所得がある人(20万円以下のとき所得税の確定申告は不要ですが、町県民税の申告は必要です)

●平成23年中に退職した人

●雑損控除、医療費控除、寄付金控除(一定制限有り)などを受ける人

●町内に住所はないが、事務所や家屋敷がある人

●国民健康保険、後期高齢者医療保険に加入している人(申告することによって、税金が軽減されることもあります。遺族年金、障害者年金などを受給している人や、疾病その他の事情により所得が全くなかった人も必ず申告してください)

※所得税の確定申告をした人は不要です。

▽申告相談会場

相談日	会 場	時 間
3月1日(木)～15日(木)	役 場	8:30～11:30 13:00～16:00
3月6日(火)	西公民館	9:00～11:30 13:00～16:00
3月7日(水)	東公民館	

※3月6日(火)、7日(水)は役場での相談は行っていない。

※土、日曜日を除く。

▽申告に必要なもの

- ・印鑑(認め印)
- ・各所得(収入)の分かるもの(源泉徴収票など)
- ・社会保険料、生命保険、地震保険などの控除証明書など
- ・医療費控除を受ける人は、

年金所得者の確定申告について

公的年金などの源泉徴収票において、その年中の公的年金の収入金額が400万円以下であり、かつ、公的年金以外の所得金額が20万円以下の場合、所得税の確定申告書の提出は不要とされましたが、所得税の還付を受ける人は、作成したデータは、印刷して添付書類とともに郵送するか、「国税電子申告・納税システム(e-Tax)」で電子申告をすることができます。(電子申告を利用するには、電子証明書などの取得が必要です)

詳しくは、国税庁ホームページまたは「e-Tax・作成コーナーヘルプデスク」をご利用ください。

▽郵送先：海田税務署(〒736-8505海田町大正町1番13号)

申告相談会場

▽相談・受付

所 海田税務署

時 2月1日(水)～3月15日(木)
(土、日曜日を除く) 午前

支払った医療費の領収書、保険などで補てんされる金額の明細書

・身体障害者手帳など

※国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料の支払証明書が必要な人は、税務課で発行します。なお、電話でお答えすることはできません。

※国民年金保険料については、控除証明書専用ダイヤル☎0570・070・117、IP電話の場合☎03・6700・1130へご連絡ください。(3月15日(木)まで)

東日本大震災により被害を受けた人へ

所得税などの国税に関して、軽減・免除を受けることができ、確定申告などにより税金の還付を受けることができます。また、不動産取得税や個人住民税など地方税の軽減措置を受けられる場合もあります。

▽国税に関すること：海田税務署☎823・2131

▽不動産取得税に関すること：広島県西部県税事務所☎513・5382

▽個人住民税に関すること：税務課☎820・5603

☎税務課☎820・5603

確定申告が始まります

申告・相談受け付けは、2月16日(木)から3月15日(木)までです。

※閉庁日(土、日曜日)は行っていない。

確定申告期限	
所 得 税	3月15日(木)
贈 与 税	
消費税・地方消費税(個人事業者)	4月2日(月)



所得税の確定申告は、1月1日から12月31日までの1年間に生じた所得金額とそれに対する税額を計算し、申告期限までに確定申告書を提出して、源泉徴収や予定納税で納めた税額を精算する手続きです。

申告期間中の申告会場は大変混雑します。国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」や確定申告の手引きなどを参考に、ご自分で申告書を作成し、e-Taxや郵送などにより提出することをお勧めします。

また、還付申告の場合は、2月15日(水)以前でも申告書を税務署に提出することができます。

確定申告が必要な人

- 事業所得や不動産所得などがあり、1年間の所得金額の合計額が、所得控除合計額を超える人
- 土地、建物などを譲渡した人
- 給与所得者(サラリーマンなど)で年収が2千万円を超える人、2ヵ所以上から給与を受けている人、給与以外の所得が20万円を超える人
- 年の途中で退職し、再就職をしながらため、年末調整をしていない人
- 医療費控除、住宅借入金等特別控除などの還付申告をする人など

インターネットで申告書を作成・提出

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用すれば、所得税の確定申告書や青色申告決算書などを作成することができます。

ができます。

作成したデータは、印刷して添付書類とともに郵送するか、「国税電子申告・納税システム(e-Tax)」で電子申告をすることができます。(電子申告を利用するには、電子証明書などの取得が必要です)

詳しくは、国税庁ホームページまたは「e-Tax・作成コーナーヘルプデスク」をご利用ください。

▽国税庁ホームページ

HP <http://www.nta.go.jp>

▽e-Tax・作成コーナーヘルプデスク：☎0570・015901

▽郵送先：海田税務署(〒736-8505海田町大正町1番13号)

申告相談会場

▽相談・受付

所 海田税務署

時 2月1日(水)～3月15日(木)
(土、日曜日を除く) 午前

9時～午後5時(受付は午後4時まで)

作成したデータは、印刷して添付書類とともに郵送するか、「国税電子申告・納税システム(e-Tax)」で電子申告をすることができます。(電子申告を利用するには、電子証明書などの取得が必要です)

詳しくは、国税庁ホームページまたは「e-Tax・作成コーナーヘルプデスク」をご利用ください。

▽郵送先：海田税務署(〒736-8505海田町大正町1番13号)

申告相談会場

▽相談・受付

所 海田税務署

時 2月8日(水)午前9時～正午、午後1時～5時(受付は午後4時まで)

申告に関するお問い合わせ

問 海田税務署☎823・2131
(海田町大正町1番13号)